

平成30年以降の司法試験審査委員の体制についての検討結果

平成29年7月27日

司法試験審査委員候補者選定等部会

- 1 「平成29年以降の司法試験審査委員体制について」（平成28年11月2日司法試験委員会決定）を前提とし、今後も、法科大学院において現に指導をしている者が司法試験審査委員として司法試験の問題作成に関与する方針を維持することが相当である。

なお、平成30年司法試験については、司法試験問題作成担当審査委員である研究者委員をすべて法科大学院教員とするのではなく、前年に比して人数を増加させることにより司法試験の問題作成への関与の程度を高めるに留めるべきである。

- 2 1の方針を維持するに当たっては、法科大学院教員であった青柳幸一元司法試験審査委員による司法試験出題内容漏えい事案が、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を根底から損なうものであり、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保するため同種事案の再発を決して許してはならないとの認識が薄れることのないよう、司法試験委員会において、司法試験審査委員に対し継続的に再発防止のための注意を喚起する措置を講じるべきである。